

大阪市生野区役所「個別避難計画作成支援に関する業務」会計年度任用職員
募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

個別避難計画作成支援に関する業務

- (1) 自主防災組織への事業説明（資料作成、事業説明会等の開催にかかる補助）
- (2) 要支援者への事業説明（訪問等での事業説明補助）
- (3) 要支援者名簿の自主防災組織等への提供
- (4) 個別避難計画の作成支援（自主防災組織等への支援業務補助）
- (5) 個別避難計画・避難行動要支援者名簿の管理
- (6) その他業務（個別避難計画に係る広報、庁内調整等）

3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業のできる方
- (2) O A機器の操作に従事した経験のある方（Microsoft Word・Excel 等による表や図などを挿入した文書作成や関数を用いた表計算ができることが望ましい。）
- (3) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)及び(3)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。年齢、性別、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(2回まで最長3年)

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週5日(月～金) 30時間

午前10時15分から午後5時00分(休憩45分)

※業務の都合により、勤務時間の割り振りを変更する場合がある。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)

※休日出勤となった場合、他の日に休日を振替えます。

(3) 勤務場所

大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所地域まちづくり課(防災担当)

(4) 報酬等

報酬(月額)	146,160円～164,488円
期末手当	2.45月分
勤勉手当	2.05月分

※前歴等がある場合は、その経歴に応じ、上記範囲内で加算されることがあります。

※上記の他に、通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)があります。

上記報酬等は、令和5年4月1日時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和6年4月1日（任用日）～令和7年3月31日（任期满了日）
特別休暇	・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1 ・短期介護休暇※1 ・ドナー休暇 等 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険（大阪市共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

試験方法については、以下のとおり。

(1) 論文試験（申込時に提出）

・テーマ

「個別避難計画が作成されることのメリットおよび作成された個別避難計画を活用するにあたっての課題とその解決法などについてお書きください」

・字数及び様式

800字程度（本市所定の様式を使用してください。）

(2) 面接試験 (15分程度)

7 選考日時及び選考会場

面接試験

日時：令和6年3月11日(月) 13時30分～(予定)

場所：生野区役所 5階 503会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 生野区役所地域まちづくり課(防災担当)会計年度任用職員採用申込書 1通
※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(2) 申立書 1通
※申立書は本市所定の様式に限ります。

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通
※必ず宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

(4) 「試験合否通知」送付用の定形封筒(長形3号) 1通
※必ず宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

(5) レポート用紙 1通
※レポート用紙は本市所定の様式に限ります。

9 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和6年2月6日(火曜日)から令和6年2月28日(水曜日)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

大阪市生野区役所地域まちづくり課（防災担当）（生野区役所4階44番）

（2）郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和6年2月6日（火曜日）から令和6年2月28日（水曜日）まで（当日必着）

※「生野区役所地域まちづくり課（防災担当）会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

10 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和6年3月7日（木曜日）までに通知します。

なお、令和6年3月7日（木曜日）15時までに受験案内が届かない場合は、生野区役所地域まちづくり課（防災担当）あて連絡してください。

11 結果の発表

試験の合否は、論文試験及び面接試験の結果により決定します。試験結果については、受験者本人あてに通知します。

12 合格から採用まで

- （1） 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- （2） 受験者は大阪市生野区役所「個別避難計画作成支援に関する業務」会計年度任用職員採用候補者名簿〔以下「採用候補者名簿」という〕に、論文試験及び面接試験の合計得点順で登録されます。
- （3） 採用候補者名簿の登録期間は令和6年3月31日までです。
- （4） 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和6年4月1日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- （5） 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

13 その他

・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

・受験に際して大阪市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

14 問合せ先

大阪市生野区役所地域まちづくり課（担当：渡辺・森）

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19

電話：06-6715-9009